

第160回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月25日（水）
午前10時

開催場所 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
当社会議室

■ 招集ご通知につきまして

- ・ 招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。
- ・ 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部をご送付しております。
- ・ 書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

目次

- ごあいさつ
 - 第160回定時株主総会招集ご通知
 - 株主総会参考書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告書
- 株主総会会場ご案内図

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第160回定時株主総会を6月25日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループでは2025年4月から企業理念・企業ビジョン・行動規範を一新するとともに、新中期経営計画「KYOSAN Next Step 2028」をスタートしています。企業理念の核心である新しい価値の創造、すなわち新たな顧客・社会価値、企業価値、人財価値を創造することにより、社会インフラの安全と安心、社会の持続的発展に貢献すべく、新中期経営計画の目標達成にまい進する所存です。

本定時株主総会終了後には、安全な列車運行の基本となる信号システムの制御を用いた鉄道模型やホームドア、交通信号機などの展示会を予定しております。当社の製品や技術へのご理解を深めていただければ、幸いに存じます。

当日は株主の皆様のご来場を心よりお待ちしております。今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員

國澤 良治



企業理念

新しい価値を創造し、人々の安全・安心・快適な暮らしと社会の持続的発展に貢献します。

企業ビジョン

めざす企業像 「信頼度ナンバーワン KYOSAN」

- 革新的技術で顧客価値を創造し、世界が認めるKYOSANブランドを確立する。
- 安全性・信頼性を基軸に地球環境保全に貢献する製品を提供する。
- 多様な価値観とチャレンジ精神、チームワークによって成果を創出する。

行動規範

Be professional : プロフェッショナルとしての矜持

私たちは、高い専門性とスキルを発揮し、プロフェッショナルとして進化し続けることで、顧客価値と企業価値の最大化を追求します。

■たゆまぬ成長

私たちは、絶えず学び、新しい知識や技術を習得し、チャレンジとイノベーションを通じて成長し続けます。

■安全と品質の追求

私たちは、お客様の信頼に応えるため、技術力を高めながら改善を重ね、安全で高品質な製品とサービスを提供します。

■組織力の発揮

私たちは、共通の目標達成に向けて役割と責任を明確にし、チームワークを強化して成果を生み出します。

■人権の尊重

私たちは、すべてのステークホルダーの人権を尊重し、差別やハラスメントなど個人の尊厳を損なう行為を一切認めません。

私たちは、多様な属性や価値観を尊重し、新たな価値を生み出せる、働きがいのある職場環境を築きます。

■誠実な企業活動

私たちは、法令や社会的規範を遵守し、公正かつ誠実な企業活動を実践します。また、政治や行政とは健全な関係を維持し、反社会的勢力には断固とした態度で臨みます。

私たちは、適切かつ積極的に情報を開示し、ステークホルダーと対話を重ねることで、経営の健全性と透明性を高めます。

■社会への貢献

私たちは、事業活動を通じて環境保全と負荷の低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

私たちは、事業を展開する国や地域の文化と習慣を尊重し、信頼関係を築きながら、地域経済の発展に貢献します。

2025年4月1日

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 6742)
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
株式会社 京三製作所
代表取締役 國澤良治
社長執行役員

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第160回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイトもしくは東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照のうえ、5～6ページに記載の方法により2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第160期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第160期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

以 上

電子提供措置事項を記載しているウェブサイト

当社ウェブサイト

<https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東証ウェブサイトからご確認される場合は、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類/PR情報]を順に選択のうえ、ご覧ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類の他、事業報告の一部(1.企業集団の現況に関する事項(1)～(4)まで)をご送付しております。
- 書面交付請求された株主様に対して交付する書面には、法令および当社定款に基づき、事業報告の内「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類、監査報告書は記載していません。
- 株主様にご送付する書面は、いずれも監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正後の事項、修正した旨および修正前の事項を掲載いたします。

サポートが必要な株主様へ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。また、受付の筆談サポートもごございます。



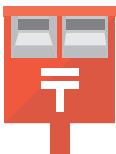
サポート

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

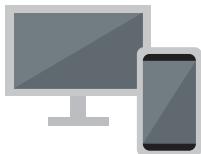
郵送（書面）による議決権の行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月24日（火）午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分は取り扱いを休止します。）▶▶詳細は次頁をご覧ください

行使期限 2025年6月24日（火）午後5時入力完了分まで

当日ご出席の株主様



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

● 資源節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月25日（水）午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 2025年6月24日（火）午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



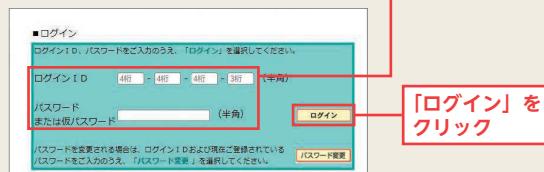
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力



議決権行使ウェブサイトのログインIDおよび仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク） ☎ 0120-173-027

通話料無料
受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社「C」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

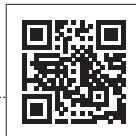
2025年6月25日（水）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2 ご視聴の方法

- ① パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLをアドレスバーに直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用ウェブサイトURL <https://6742.ksoukai.jp>



- ② 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。なお、ライブ配信視聴のID・パスワードは、6ページに記載している議決権行使ウェブサイトのID・パスワードとは異なりますので、ご注意ください。

議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 個

議案	原案に対する数否
第○号	数 否
第○号	数 否
第○号	数 否

基票日現在のご所有株式数 _____ 株

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を念頭受けへご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
 - ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
 - ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evote.jp>)に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして扱われます。

ご登録の住所・郵便番号

〇〇〇〇株式会社

00000<9000000812345425030 #123412<1234545899999913061001000123000+12345678901234>111111123

ID
議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」（8桁の半角数字）

パスワード
2025年3月末（基準日）時点における
**株主名簿上の
ご登録住所の「郵便番号」**
（ハイフンを除く7桁の半角数字）

※ライブ配信を視聴される際に、パスワード（郵便番号）、ID（株主番号）が必要になります。
議決権行使書を投函される前に、必ずお手元にお控えください。

3 ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kyosan.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、5ページから6ページにてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

コールセンター開設期間とお問い合わせ先電話番号のご案内

ライブ配信に
関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ
☎ 03-6833-6251

受付時間
株主総会当日（2025年6月25日）午前9時から
株主総会終了時刻まで

事後配信

当社Webサイトにて事後配信いたします。

URL <https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>

公開期間 2025年7月3日（木曜日）～7月31日（木曜日）まで



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは以下の株主還元方針を掲げています。

- ・ 当社グループは、「鉄道や道路交通の信号システム事業」をはじめとして社会性・公共性の高い事業を営んでおり、高品質製品を安定的に供給する責務があると考えていることから、堅実な経営基盤の長期的・継続的な確立と株主資本の充実に引き続き努めてまいります。
- ・ 当社グループは2025年4月を起点とする3カ年の中期経営計画“KYOSAN Next Step 2028”を策定し、その基本方針である「世界が認めるKYOSANブランドを確立」し、「新しい価値の創造」につなげるべく、4つのマテリアリティの解決に向けて課題に取り組みます。
- ・ これらに取り組むための各分野への必要な投資と中長期的な利益水準に応じた安定的な株主還元バランスよく配分することを基本とし、剰余金の配当はDOE2%台半ばを目安として実施してまいります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針と当期の連結業績を総合的に勘案し、2025年5月14日に「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」で開示したとおり、1株につき18円とさせていただきます。

なお、これにより1株当たりの年間配当金は、すでに実施済みの中間配当金5円とあわせて23円となり、前期より3円増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金18円 総額1,129,396,248円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであり、その候補者は以下のとおりであります。

取締役の員数につきましては執行役員を兼務する社内取締役を1名増員し、社内取締役3名および社外取締役4名の計7名となり、取締役の員数の過半数は独立社外取締役となります。

各取締役候補者は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者（7名）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況 (第160期)
1	くにさわ 良治 再任	代表取締役社長執行役員 (内部監査室、R&Dセンター担当)	16回中16回 (100%)
2	ふじい 達也 新任	常務執行役員 (戦略企画本部長、コーポレート戦略室、経営企画・IR部担当)	—
3	おの 徹 再任	取締役	16回中16回 (100%)
4	きたむら 美穂子 再任 社外 独立	取締役 取締役会議長	16回中16回 (100%)
5	ささ 宏行 再任 社外 独立	取締役 指名・報酬委員会委員長	16回中16回 (100%)
6	ながい 朝子 再任 社外 独立	取締役	12回中12回 (100%)
7	なかの 哲也 新任 社外 独立	—	—

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

※2024年4月から2025年3月までに開催された取締役会は16回であり、取締役永井朝子氏の就任以降開催された取締役会は12回となっております。

候補者
番号

1

くに さわ
りょう じ
國澤 良治

(1961年12月5日生)

再任



- 所有する当社株式の数
160,200株
- 取締役会出席回数
16回/16回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役
2011年 10月	当社信号事業部第4技術部長	2020年 12月	京三システム(株)代表取締役社長
2014年 4月	当社執行役員	2022年 4月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2019年 4月	当社常務執行役員信号事業部長		

当社における地位および担当

代表取締役社長執行役員(内部監査室、R&Dセンター担当)

取締役候補者とした理由

國澤良治氏は、主に信号事業部における豊富な業務経験を経て、信号事業部長として同事業部を牽引するとともに、2019年に当社取締役に就任し、グループ経営に参画してまいりました。2022年4月には代表取締役社長に就任し、事業に関する豊富な経験と知見を活かしてグローバルに事業を展開するなど、当社グループの経営を牽引しております。これらが当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

ふじ い
たつ や
藤井 達也

(1963年10月30日生)

新任



- 所有する当社株式の数
104,200株

略歴および重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2021年 5月	京三精機(株)代表取締役社長(現任)
2009年 7月	当社人事部長	2022年 4月	当社常務執行役員(現任)
2012年 4月	当社人事部長 兼施設・安全管理部長	2025年 4月	当社戦略企画本部長(現任)
2015年 4月	当社執行役員経営企画部長 兼施設・安全管理部長		

当社における地位および担当

常務執行役員(戦略企画本部長、コーポレート戦略室、経営企画・IR部担当)

取締役候補者とした理由

藤井達也氏は、主に人事部、経営企画部等の経験を経て、2015年に当社執行役員に就任、2022年に常務執行役員就任後は、2022年4月からコーポレート戦略室担当として、2025年4月からは戦略企画本部長としてガバナンスの高度化と当社グループの業務執行を牽引してまいりました。これらの豊富な経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

おの であら とおる
小野寺 徹

(1955年6月28日生)

再任



略歴および重要な兼職の状況

1979年 5月	当社入社	2012年 6月	当社取締役
2000年 10月	当社半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)管理部長	2015年 4月	当社専務執行役員
2007年 4月	当社執行役員総務部長	2018年 6月	当社代表取締役
2009年 4月	当社執行役員人事部長	2019年 4月	当社グループ統括
2012年 4月	当社常務執行役員	2025年 4月	当社取締役(現任)

当社における地位および担当

取締役

- 所有する当社株式の数
244,900株
- 取締役会出席回数
16回/16回 (100%)

取締役候補者とした理由

小野寺徹氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)、総務部、人事部等の経験を経て2012年に当社取締役役に就任、2018年に代表取締役就任後は、グループ統括として、また、2022年4月からはコーポレート戦略室統括として、グローバル化の推進と当社グループの経営を牽引してまいりました。これらの経営に関する豊富な経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

きたむら みほこ
北村 美穂子

(1971年6月3日生)

再任

社外

独立



※北村美穂子氏の戸籍上の氏名は手島美穂子であります。

略歴および重要な兼職の状況

1997年 10月	司法試験合格	2014年 6月	司法試験考査委員(行政法)
2000年 4月	弁護士登録(第二東京弁護士会) マリタックス法律事務所入所	2015年 3月	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)
2011年 3月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2012年 4月	東京簡易裁判所調停委員(現任)		

当社における地位および担当

取締役、取締役会議長

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席回数
16回/16回 (100%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

北村美穂子氏は、弁護士等として培われた高度な知識と国際的視野に立った知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者番号 **5** ささ ひろ ゆき **笹 宏行**

(1955年9月14日生)

再任 社外 独立



- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席回数
16回/16回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月	オリンパス光学工業(株)(現オリンパス(株))入社	2012年 4月	オリンパス(株)代表取締役 同社社長執行役員
2001年 4月	同社内視鏡事業企画部長	2019年 4月	同社取締役
2005年 4月	オリンパスメディカルシステムズ(株) 第1開発本部長	2020年 6月	当社社外取締役(現任)
2007年 6月	オリンパス(株)執行役員 オリンパスメディカルシステムズ(株)取締役	2022年 6月	兼松(株)社外取締役(現任)
		2023年 6月	(株)アマダ社外取締役(現任)

当社における地位および担当

取締役、指名・報酬委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

笹宏行氏は、オリンパス(株)在籍時に培った企業経営、技術・開発に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者番号 **6** なが い あさ こ **永井 朝子**

(1969年3月4日生)

再任 社外 独立



- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席回数
12回/12回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

2001年 5月	ソニー(株)(現ソニーグループ(株))入社	2020年 2月	BSR(米国法人) マネジング・ディレクター(現任)
2012年 5月	同社CSR部CSRマネジメント課統括課長	2024年 6月	当社社外取締役(現任)
2013年 4月	BSR(米国法人)シニアアドバイザー		
2014年 7月	(株)BSRジャパン代表取締役(現任) BSR(米国法人)ディレクター		

当社における地位および担当

取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井朝子氏は、グローバルな経営経験および20年以上にわたるサステナビリティ・ESGに関する学術的な研究、企業実務およびコンサルティングの経験を有しております。この経験を活かし、サステナビリティおよび人権の分野に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者
番号

7

なかの てつや
中野 哲也

(1963年6月12日生)

新任

社外

独立



- 所有する当社株式の数
0株

略歴および重要な兼職の状況

1986年 4月	味の素(株)入社	2019年 6月	同社常務執行役員
2015年 6月	フィリピン味の素(株)代表取締役社長	2021年 6月	同社執行役常務
2017年 6月	味の素(株)執行役員財務・経理部長	2024年 6月	いすゞ自動車(株)社外取締役(現任)

当社における地位および担当

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

中野哲也氏は、味の素(株)在籍時に培った企業経営、財務、ITに関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。当社は、同氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北村美穂子、笹宏行、永井朝子、中野哲也の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、小野寺徹、北村美穂子、笹宏行、永井朝子の4氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となっております。現任の各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、中野哲也氏が選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が填補することとする補償契約を締結しております。現任の各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、中野哲也氏が選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役会の諮問機関

取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。本委員会の委員は、取締役6名以内で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役会構成役員のスキルマトリックス

第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会構成役員のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における 地位および担当	指名・ 報酬 委員会	専門性					
			企業 経営	国際的 経験	ESG・ サステ ナビリ ティ	技術・ 開発	財務 会計	法務・ リスク マネジ メント
くにさわ 國澤 良治	代表取締役社長執行役員 (内部監査室、R&Dセンター担当)	●	●		●	●		
ふじい 藤井 達也	取締役常務執行役員 (戦略企画本部長、コーポレート戦略室、 経営企画・IR部担当)		●		●		●	
おの であら 小野寺 徹	取締役	●	●		●		●	
きたむら 北村 美穂子	社外 独立 取締役 取締役会議長	●		●			●	
ささ 笹 宏行	社外 独立 取締役 指名・報酬委員会委員長	●	●	●		●		
ながい 永井 朝子	社外 独立 取締役	●	●	●	●			
なかの 中野 哲也	社外 独立 取締役	●	●	●			●	
かんの 菅野 勉	常勤監査役		●				●	
うえだ 上田 成一	監査役						●	
にしむら 西村 文男	社外 独立 監査役		●				●	
えのもと 榎本 ゆき乃	社外 独立 監査役						●	

- (注) 1. 取締役、監査役が保有する専門性や知見等のうち主なもの最大3つに【●】をつけております。
2. 当社における地位および担当は、本定時株主総会終了後の取締役会において決議される予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

さい ゆう いち ろう
齋 雄 一 郎

(1975年5月2日生)

社外

独立



略歴および重要な兼職の状況

2006年9月 司法試験合格

2007年12月 弁護士登録(東京弁護士会)

日比谷見附法律事務所入所

2013年1月 日比谷見附法律事務所パートナー

2019年4月 五番町法律事務所弁護士(現任)

当社における地位

—

補欠の社外監査役候補者とした理由

齋雄一郎氏は、弁護士として培われた高度な知識と高い知見を有しており、それらを当社の監査体制に活かし監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- 所有する当社株式の数
0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋雄一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
6. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が填補することとする補償契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会決議において、年540百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議いたしました。その後、社外取締役の員数を増員したことに伴い、取締役報酬総額の年額540百万円の範囲内で社外取締役の報酬を年額50百万円以内に増額しております。

今般、当社の取締役（非業務執行取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、以下のとおり、新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬です。

なお、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標、その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとします。

本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式等を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對して当社株式等を交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

対象取締役に對して株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額150百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間30万株以内（ただし、本議案が承認された後、当社の普通株式につき株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）が行われた場合にはその比率に応じて調整されます。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役のうち対象取締役に含まれ得る取締役は1名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されたと、2名となります。

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- (1) 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- (2) 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、(2)の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東

京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。）

2. 当社株式等の付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式等の付与を行います。

- (1) 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- (2) その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、①対象取締役が死亡した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合、並びに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

3. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度等に応じて当社株式等を付与することによって、当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであります。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合は、事業報告 3.会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等に記載の（ご参考）のとおり、本議案の内容に則して当該方針を改定し、対象取締役に対して業績連動報酬である株式報酬を付与する内容にする予定であり、本議案の内容はそのため必要かつ相当な内容となっています。

なお、本議案に基づき1年あたりに発行される株式の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は約0.48%となっております。

（ご参考）

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)の継続の件

当社は、2022年6月24日開催の当社第157回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続（以下、継続した買収防衛策を「旧プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認をいただきました。

旧プランの有効期間は、2025年6月25日開催予定の当社第160回定時株主総会の終結の時までとされており、当社は期間満了に先立ち、買収への対応方針をめぐる諸々の動向を踏まえたうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から対応策について検討してまいりました結果、2025年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを前提として、旧プランに必要な修正を加えたうえで、次のとおり継続すること（以下、「本継続」といい、修正後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

本プランの主な修正点としましては、本プランの対象となる「大量買付行為」の定義の見直しとなります。

なお、本プランの内容につきましては、当社独立委員会の委員全員の承認を得ております。

第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、創立以来100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。

これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性・公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

そして、当社の企業価値をさらに向上させていくために、2025年4月1日より「新しい価値を創造し、人々の安全・安心・快適な暮らしと社会の持続的発展に貢献する」ことを新たな企業理念として策定しております。

この企業理念のもと、「信頼度ナンバーワンKYOSAN」を目指し、「革新的技術で顧客価値を創造し、世界が認めるKYOSANブランドを確立する」「安全性・信頼性を基軸に地球環境保全に貢献する製品を提供する」「多様な価値観とチャレンジ精神、チームワークによって成果を創出する」ことを企業ビジョンとして掲げ、取り組みを推進してまいります。

また、その実現に向けた行動規範として、「Be professional：プロフェッショナルとしての矜持」を柱に、「たゆまぬ成長」「安全と品質の追求」「組織力の発揮」「人権の尊重」「誠実な企業活動」「社会への貢献」を定め、当社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進することで、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

第2 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって継続されるものです。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、主力とする「鉄道や道路交通の信号システム事業」に代表されるとおり、当社は社会性・公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式¹に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様¹に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は本継続を決議いたしました。なお、本継続時点において当社に対し大量買付が行われ、または行われるおそれがあるという事実は認識しておりません。

¹当社の大株主の状況につきましては、別紙3をご参照ください。

第3 本プランの内容

1. 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております（第3の2.「本プランの発動に係る手続」参照）。

(2) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細は、第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は、第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定）により割当てます。

(3) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要は別紙1参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、有識者のいずれかに該当する者により構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランに係る独立委員会の委員は別紙2のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等は別紙1参照）。

(4) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランは、以下の①～③のいずれかに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(a) 当社の株式等の取得をしようとする者またはその共同保有者⁹もしくは特別関係者（以下、本③において「株式等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株式等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株式等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立する行為¹¹であって、(b) 当社が発行者である株式等につき当該株式等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めのない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 「当該株式等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等や、当該株式等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹¹ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、当該買付説明書を独立委員会へ提供するものとします。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（実質的提供者を含む資金計画の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社および当社グループの経営方針（当社の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業についての方針を含む）、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、第3の2.(4)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答

期限（原則として60日を上限とします。）を定め、たうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および当社取締役会（上記①の要求をした場合）から必要な情報等を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下「独立委員会検討期間」といいます。）。ただし、独立委員会が、独立委員会検討期間満了までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その理由および期間をすみやかに適時開示するとともに、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

また、独立委員会が追加的に情報等の提出を求めた場合の期間は、当該情報等の提出を受けた時から起算することとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または取締役会を通じて間接的に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または取締役会を通じて間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(4) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して第3の2.(4)①および②に定める勧告その他の決議をした場合およびその他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要そ

の他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後すみやかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合およびその他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件の②～⑥に該当する場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについて、当社取締役会に対して株主総会の承認決議を経るべき旨の勧告をすることができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」(6)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が第3の

3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、前段①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5) 取締役会の決議

① 取締役会決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実

施等に関する会社法上の機関としての決議をすみやかに行うものとし、ただし、下記②に基づき株主意思確認のための株主総会を開催する場合には、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとし、

② 株主意思確認

独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間ですみやかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとし、

③ 情報の開示

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

買付者等は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

3. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

なお、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(4)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かにつきましては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 買付者等が、客観的な資料に基づき次に掲げる行為等を行うものと合理的に推測できる場合
 - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等に移譲させる目的で行われる買付や、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (e) その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害する行為

- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付 条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- ⑤ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が、本プラン「第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて」および「第2 本プランの目的」に記載する当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ⑥ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を著しく毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響をもたらすおそれがある買付等である場合

4. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹²の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

¹²将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本取締役会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

ただし、次の(9)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹³、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹⁴、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または、(vi)上記(i)から(v)に該当する者の関連者¹⁵（以下、(i)から(vi)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができる他、非居住者の有する本新株予約権も、次の(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

¹³「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹⁴「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹⁵ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

5. 本継続の手續

本継続につきましては、2025年6月25日開催予定の当社定時株主総会における当社定款に基づく本プランのご承認を前提として、2025年5月14日開催の当社取締役会において決議いたしました。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、定時株主総会でのご承認を前提に、2025年6月25日から2028年6月開催予定の定時株主総会の終結時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止の事実および変更等の事実とその内容その他の事項について、情報開示をすみやかに行います。

第4 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、第3の5.「本継続の手続」に記載したとおり、当社定款に基づき定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。また、第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間を2028年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社株主総会決議または取締役会決議によって本プランを廃止することが可能であり、さらに、当社取締役の任期は1年であり、期差選任や解任制限等を採用していないため、株主の皆様の意思を反映しやすい仕組みとなっておりますので、本プランは当社株主の意思に基づくものとなっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、第3の2.「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を著しく毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要につきましては株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています（独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等は別紙1参照。独立委員会の委員は別紙2参照）。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、第3の2.(4)「独立委員会による勧告等の手続」および第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名して株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

第5 株主の皆様等への影響

1. 本継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後の権利落日以降、第3の4.(9)「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値に希釈化を生じることを前提にして売買を行った場合、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当て対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申し込み手続等は不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり、1円以上で当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることになります。

(3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会または株主総会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

この他、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランで引用する法令の規定は、2025年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃等により各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃等の主旨を考慮のうえ、各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以上

別紙 1

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、(3)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。
ここでいう有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは法律学を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権無償割当ての実施につき、株主意思確認の株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会の決議に従うものとする。）。
なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・以上に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ④買付者等の買付等の後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - ⑤買付者等との交渉・協議
 - ⑥当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または取締役会を通じて間接的に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認めた者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

別紙 2

独立委員会委員略歴

本継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

笹 宏行(ささ ひろゆき)

【略歴】

1955年生まれ

1982年 4月 オリンパス光学工業(株)(現オリンパス(株))入社

2001年 4月 同社内視鏡事業企画部長

2005年 4月 オリンパスメディカルシステムズ(株)第1開発本部長

2007年 6月 オリンパス(株)執行役員

オリンパスメディカルシステムズ(株)取締役

2012年 4月 オリンパス(株)代表取締役

同社 社長執行役員

2019年 4月 同社 取締役

2020年 6月 当社 社外取締役(現任)

当社 独立委員会委員(現任)

2022年 6月 兼松(株) 社外取締役(現任)

2023年 6月 (株)アマダ 社外取締役(現任)

永井 朝子(ながい あさこ)

【略歴】

1969年生まれ

2001年 5月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株))入社

2012年 5月 同社 CSR部CSRマネジメント課統括課長

2013年 4月 BSR(米国法人)シニアアドバイザー

2014年 7月 (株)BSRジャパン 代表取締役(現任)

BSR(米国法人)ディレクター

2020年 2月 BSR(米国法人)マネジング・ディレクター(現任)

2024年 6月 当社 社外取締役(現任)

2025年 6月 当社 独立委員会委員(就任予定)

株主総会参考書類

西村 文男(にしむら ふみお)

【略歴】

1957年生まれ

- 2001年 3月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)田町支店長
- 2001年 5月 同行碑文谷支社長
- 2010年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)本部審議役
- 2010年 6月 エムエステイ保険サービス(株)常務執行役員
- 2013年 6月 日本カーバイド工業(株)常務取締役
- 2016年 6月 同社 代表取締役専務執行役員
- 2018年 6月 同社 顧問
- 2019年 6月 当社 社外監査役(現任)
SMK(株) 社外監査役(現任)
- 2020年 6月 当社 独立委員会委員(現任)

榎本 ゆき乃(えのもと ゆきの)

【略歴】

1971年生まれ

- 1997年10月 司法試験合格
- 2000年 4月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会))
横浜総合法律事務所入所
- 2007年 4月 同事務所パートナー弁護士(現任)
- 2019年 6月 当社 社外監査役(現任)
- 2020年 6月 当社 独立委員会委員(現任)
- 2021年12月 (株)フィックスターズ社外取締役(現任)

別紙3

大株主の状況

2025年3月31日現在

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,888	9.38
京三みづほ会	5,165	8.23
京三製作従業員持株会	3,574	5.69
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
東海旅客鉄道株式会社	1,965	3.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,383	2.20
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	767	1.22

(注) 持株比率は自己株式(100,015株)を控除して算出しております。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

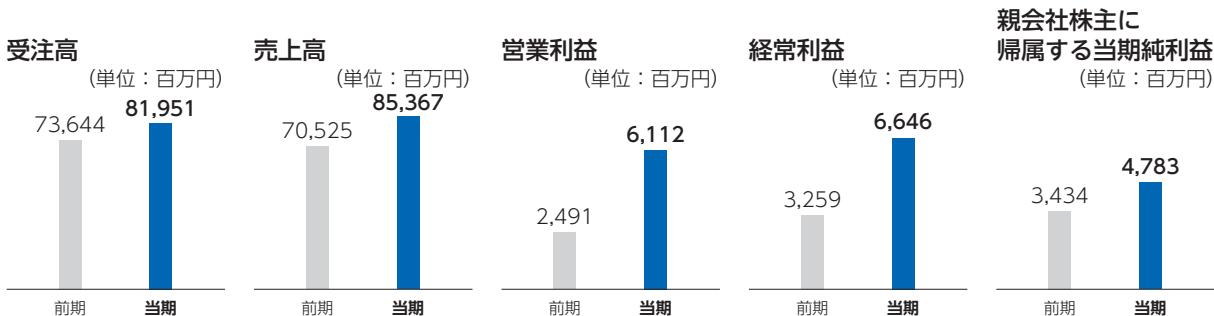
当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の減速などによる景気の下押しリスク、また世界的な物価上昇や米国の政策動向、グローバルな地政学的リスクなどにより、先行きが不透明な状況が継続しました。

このような状況の下、当社グループは「成長」と「サステナブル」を基本方針とする「中期経営計画2025」の最終年度の目標達成に向けて全社戦略、事業戦略にもとづいて各事業活動に取り組んでまいりました。また、「サステナビリティ基本方針」「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの考え方」「人権方針」の下で具体的な取り組みを進めるとともに、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明し、当社ウェブサイトにおいて提言に基づく情報開示を進めてきました。

当連結会計年度の受注および売上につきましては、信号システム事業、パワーエレクトロニクス事業ともに前期を上回りました。

利益面につきましては、売上高の増加に加え、利益創出に向けた取り組みの結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高81,951百万円（対前期比8,306百万円増）、売上高85,367百万円（同14,842百万円増）、営業利益6,112百万円（同3,620百万円増）、経常利益6,646百万円（同3,386百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,783百万円（同1,349百万円増）となりました。



事業別の概況

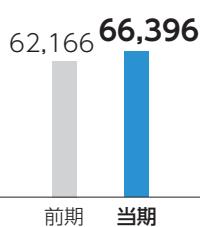
信号システム事業



受注高 (単位：百万円)

66,396

前期比 **+6.8%**



売上高 (単位：百万円)

71,128

前期比 **+17.8%**



セグメント利益

(単位：百万円)

9,721

前期比 **+31.1%**



鉄道信号システムにおける受注は、海外ではインド向け電子連動装置、国内では各鉄道事業者向けA T C地上装置等の信号設備やホームドアなどの受注があり、前期を上回りました。

売上は、海外ではインドやシンガポール向けの信号設備、国内では各鉄道事業者向け連動装置やA T C地上装置等の信号設備やホームドアなどの売上があり、前期を上回りました。

道路交通システムでは、交通信号灯器用白熱電球の製造が2028年3月で終了することに伴い信号灯器のL E D化需要が高まったことから受注、売上とも堅調に推移しました。

この結果、当事業では受注高66,396百万円（対前期比4,229百万円増）、売上高71,128百万円（同10,756百万円増）、セグメント利益は9,721百万円（同2,305百万円増）となりました。



東京地下鉄銀座線上野集中機器室信号設備更新

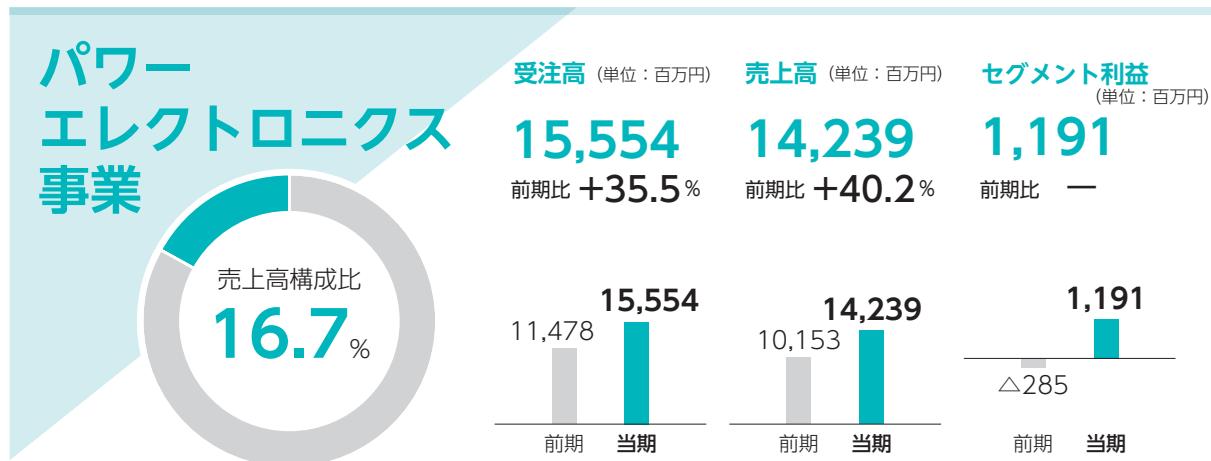


阪急電鉄神戸線西宮北口駅ホームドア



交通信号制御機・交通信号灯器

事業別の概況



受注は、半導体製造装置用電源装置はメモリ市場が回復途上であるものの市場全体の回復基調により前期を上回ったことに加え、フラットパネルディスプレイ製造装置用電源装置で前倒し受注があったことから、前期を上回りました。

売上は、半導体製造装置用電源装置は需要回復に伴い増加したこと、また、フラットパネルディスプレイ製造装置用電源装置は海外の顧客を中心として増加したことから、前期を上回りました。

この結果、当事業では受注高15,554百万円（対前期比4,076百万円増）、売上高14,239百万円（同4,085百万円増）、セグメント利益は1,191百万円（同1,476百万円増）となりました。



産業機器用電源装置/RFジェネレータ



無停電電源装置

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め9億2千万円であります。その主なものは経常的な更新、生産性向上・業務効率化推進のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業に求められる経営の在り方や事業環境の変化など将来を見据え、「京三グループの永続的成長」を目的として「成長」と「サステナブル」を基本方針に掲げた2025年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、達成に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおり、受注、売上、利益共に前期を上回りました。

しかしながら、中期経営計画最終年度の取り組みのうち、パワーエレクトロニクス事業の拡大や新規事業の受注・売上、棚卸資産や借入金 の縮減など財務基盤の強化に繋がる目標は未達成であり、継続的な課題として今後も改善に取り組みます。

2025年4月からスタートした新たな中期経営計画「KYOSAN Next Step 2028」は、事業基盤の確立を進めてきた前中期経営計画の次のステップと位置付け、前中期経営計画における未達事項に対しては新たな施策を講じるとともに、経営重要課題であるマテリアリティを「12の基本戦略」に分解し、課題解決に向け取り組まします。

マテリアリティと12の基本戦略

▶ 脱炭素社会貢献

- ①製品の低消費電力化、小型・軽量化、省設備化、および生産体制の効率化等による京三グループ全体でのCO2排出量削減
- ②開発から廃棄に至る製品ライフサイクル全体での環境負荷の低減

▶ 経営基盤・ガバナンスの強化

- ⑥生産プロセスの変革とグローバルサプライチェーンの強化による生産性向上
- ⑦マーケティング活動による潜在ニーズの先読みと新規市場開拓
- ⑧企業価値最大化に向けたグループガバナンス強化
- ⑨資本収益性の向上、および成長投資とステークホルダーへのリターン

▶ 革新的な製品開発

- ③顧客のオペレーションやメンテナンスの省力化を実現する製品開発
- ④DXを活用した新製品・サービスの創出と知財戦略強化
- ⑤新たなグローバルマーケットへ挑戦する新規事業の創出

▶ 人的資本の充実

- ⑩事業戦略に沿った人的資本確保
- ⑪成長意欲を持ち、挑戦する人財の育成と組織力の強化
- ⑫DE&I推進による働きやすい職場環境づくりと従業員エンゲージメントの向上

－全社的な取り組み－

「KYOSAN Next Step 2028」策定にあたっては、これまで当社が大切にしてきた「安全・安心」「社会への貢献」といった価値観の本質は不変としつつ、「企業理念、企業ビジョン、行動規範」を見直しました。また、経営戦略体系における「KYOSAN Next Step 2028」を含めた関連性を、社員およびステークホルダーがわかりやすく理解できるような簡潔な形に整理しました。

全社員が経営戦略体系を理解し、共有することにより当社グループの持続的成長を実現します。

また、資本収益性の向上と、成長投資ならびにステークホルダーへの安定的な還元を継続するため、資本コスト、株価を意識した経営を推進してまいります。

業務プロセスの全体最適化とデータの一元管理による経営判断の迅速化を目的に導入を予定しているERPにつきましては、運用開始に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

▶ 企業理念

『新しい価値を創造し、人々の安全・安心・快適な暮らしと社会の持続的発展に貢献します。』

▶ 企業ビジョン

『めざす企業像「信頼度ナンバーワンKYOSAN」』

▶ 行動規範

『Be Professional:プロフェッショナルとしての矜持』

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| ■たゆまぬ成長 | ■安全と品質の追求 | ■組織力の発揮 |
| ■人権の尊重 | ■誠実な企業活動 | ■社会への貢献 |

ー信号システム事業の取り組みー

信号システム事業につきましては、生産管理の強化によるリードタイムの短縮に引き続き注力するとともに、インド・ヨーロッパを中心とする海外マーケットにおける受注拡大に努めます。また、GOA2.5自動運転や無線式列車制御システムの製品化、CBM（設備のリアルタイム監視情報）を活用した保守作業軽減に資する製品の拡販などにより顧客価値を拡大させるとともに、新規顧客からの受注獲得を目指します。道路交通システムでは、AI・IoT、高速通信等を駆使した製品の納入、モビリティ変革やスマートシティ対応製品の開発と、自治体等が主導する自動運転の実証実験への参画を継続します。

ーパワーエレクトロニクス事業の取り組みー

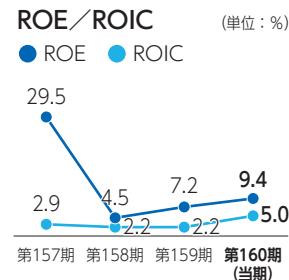
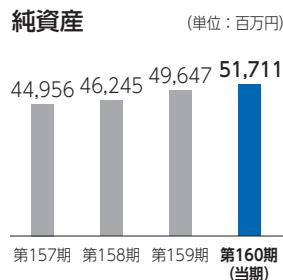
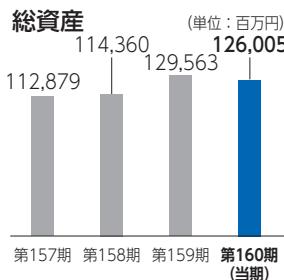
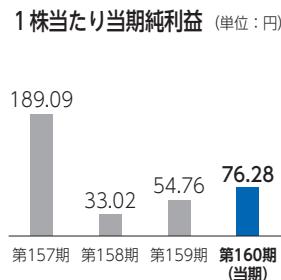
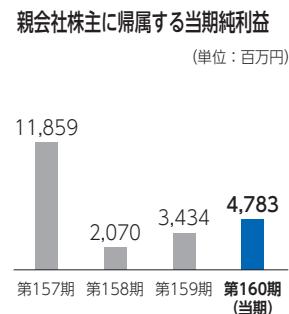
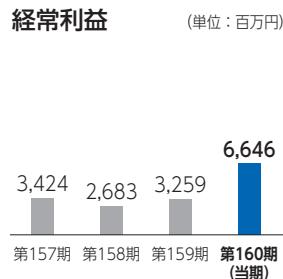
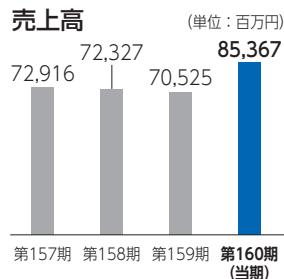
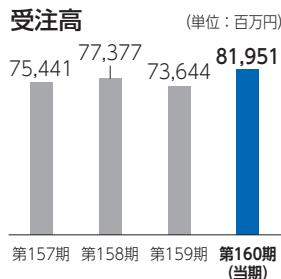
パワーエレクトロニクス事業につきましては、主力製品である半導体製造装置用電源装置において、2026年3月期からの市況回復を見込んで生産性向上・生産現場の高度化を推進し、新規製品の投入による製品領域の拡大等の取り組みにより、マーケットシェアと売上の拡大をめざしてまいります。

当社グループは、新たな企業理念のもとに掲げた目指す企業像「信頼度ナンバーワンKYOSAN」の実現に向け、高い専門性とスキルを発揮し、プロフェッショナルとして進化し続けることで、顧客価値と企業価値の最大化を追求し、社会の持続的発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分		第157期 (2021.4~2022.3)	第158期 (2022.4~2023.3)	第159期 (2023.4~2024.3)	第160期(当期) (2024.4~2025.3)
受注高	(百万円)	75,441	77,377	73,644	81,951
売上高	(百万円)	72,916	72,327	70,525	85,367
経常利益	(百万円)	3,424	2,683	3,259	6,646
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,859	2,070	3,434	4,783
1株当たり当期純利益	(円)	189.09	33.02	54.76	76.28
総資産	(百万円)	112,879	114,360	129,563	126,005
純資産	(百万円)	44,956	46,245	49,647	51,711



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京三エレコス株式会社	百万円 50	% 100	信号保安装置の電気工事設計・施工

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

主要事業	主要な製品
信号システム事業	<p><鉄道信号システム> 列車運行管理装置(TTC、PRC等) 列車集中制御装置(CTC等) ダイヤ作成支援装置 列車検知装置、各種軌道回路用品 自動列車制御装置(ATC) 自動列車運転装置(ATO) 自動列車停止装置(ATS) 無線式列車制御(CBTC)システム 統合型列車制御システム(UJCS) 情報伝送装置 過走防護装置(ORS) 継電連動装置、電子連動装置 各種シミュレータ装置 設備監視装置 状態基準保全(CBM)システム 踏切保安装置 転てつ機 LED式信号機 ホームドア 可動ステップ 転落検知装置(マットスイッチ) 列車接近警報表示装置(スレッドライン) ホーム転落注意装置(スペースライト)</p> <p><道路交通システム> 交通管理システム 自律分散型信号制御システム 各種交通信号制御機 防水型交通信号制御機 交通信号灯器 車両用感知器 光ビーコン 音響式交通信号付加装置 交通情報板 端末区間用無線伝送装置 各種可変標識 音声案内押ボタン箱 信号機用電源付加装置</p> <p><その他> 情報案内装置(案内表示装置、自動放送装置等) バス運行管理システム 標的装置</p>
パワーエレクトロニクス事業	<p><産業機器用電源装置> 高周波電源(RFジェネレータ)システム 高圧電流コンバータ</p> <p><電力、信号通信設備用電源装置> 無停電電源装置(UPS) 直流電源装置</p>

(8) 主要な事業所

当社	子会社
本社(横浜市鶴見区) <営業所等> 東京事務所(東京都港区) 大阪支社(大阪市北区) 札幌支店(札幌市中央区) 仙台支店(仙台市青葉区) 名古屋支店(名古屋市中村区) 広島支店(広島市東区) 四国支店(香川県高松市) 九州支店(福岡市博多区) 台湾支店(台湾) 北京事務所(中国) <工場> 本社工場(横浜市鶴見区) 座間工場(神奈川県座間市)	京三精機株式会社(横浜市鶴見区) 京三エレコス株式会社(東京都大田区) 京三興業株式会社(横浜市鶴見区) 京三パワーサプライ株式会社(大阪府枚方市) 台湾京三股份有限公司(台湾) Kyosan India Private Limited(インド) Kyosan USA Inc.(アメリカ) Kyosan Europe Sp. z o.o.(ポーランド) 京上貿易(上海)有限公司(中国)
	関連会社
	アクテス京三株式会社(神奈川県厚木市) TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited(インド)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△印減)
2,075 ^名	21 ^名

(注) 上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	13,067 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	7,879

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

(2) 発行済株式の総数 62,844,251株

(3) 株主数 12,087名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,888	9.38
京三みづほ会	5,165	8.23
京三製作従業員持株会	3,574	5.69
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
東海旅客鉄道株式会社	1,965	3.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,383	2.20
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	767	1.22

(注) 持株比率は自己株式(100,015株)を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
國澤良治	代表取締役 社長執行役員(内部監査室、R&Dセンター担当)	
小野寺徹	代表取締役 専務執行役員(グループ統括、コーポレート戦略室統括、ITシステム統括部担当)	
墨谷裕史	取締役	
北村美穂子	取締役 取締役会議長	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士
笹宏行	取締役 指名・報酬委員会委員長	兼松株式会社 社外取締役 株式会社アマダ 社外取締役
永井朝子	取締役	株式会社BSRジャパン代表取締役 BSR(米国法人) マネジング・ディレクター
菅野勉	常勤監査役	
上田成一	監査役	
西村文男	監査役	SMK株式会社 社外監査役
榎本ゆき乃	監査役	横浜総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社フィックスターズ 社外取締役

- (注) 1. 神沢健治郎氏、日原龍氏は2024年6月21日任期満了により取締役を退任いたしました。
 2. 取締役墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行、永井朝子の4氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役西村文男、榎本ゆき乃の両氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役西村文男氏は、長年にわたる金融機関での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行、永井朝子、監査役西村文男、榎本ゆき乃の6氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 取締役笹宏行氏は、兼松株式会社、株式会社アマダの社外取締役であります。兼松株式会社、株式会社アマダと当社との間には特別な関係はありません。
 7. 取締役永井朝子氏は、株式会社BSRジャパンの代表取締役、BSR(米国法人)のマネジング・ディレクターであります。株式会社BSRジャパン、BSR(米国法人)と当社との間には特別な関係はありません。
 8. 監査役西村文男氏は、SMK株式会社の社外監査役であります。SMK株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 9. 監査役榎本ゆき乃氏は、株式会社フィックスターズの社外取締役であります。株式会社フィックスターズと当社との間には特別な関係はありません。

(ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(信号事業部長)	嶺	孝	志
常務執行役員	(交通機器事業部長、技術・品質管理センター担当)	荒	井	正人
常務執行役員	(知的財産部、製品輸送部担当)	清	水	潤
常務執行役員	(財務・経理部担当)	神	沢	健治郎
常務執行役員	(コーポレート戦略室、施設・安全管理部担当)	藤	井	達也
常務執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部長)	Trevor	Warner	
常務執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部副事業部長)	日	原	龍
執行役員	(人事部担当)	大	塚	康之
執行役員	(総務・法務部、経営企画・IR部担当)	玉	木	敏弥
執行役員	(信号事業部副事業部長(営業統括))	村	上	洋一
執行役員	(信号事業部担当兼信号事業部座間工場長)	本	多	節
執行役員	(信号事業部担当)	池	谷	崇
執行役員	(大阪支社長)	中	村	哲也
執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部担当)	石	川	養一

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役墨谷裕史氏、北村美穂子氏、笹宏行氏、永井朝子氏および監査役菅野勉氏、上田成一氏、西村文男氏、榎本ゆき乃氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役國澤良治氏、小野寺徹氏、墨谷裕史氏、北村美穂子氏、笹宏行氏、永井朝子氏および監査役菅野勉氏、上田成一氏、西村文男氏、榎本ゆき乃氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が補償することとしております。ただし、損失を補償するためには、確定判決または仲裁判断、訴訟上の和解または調停の成立を前提とすることや、その要否および範囲等について取締役会が判断を行うこと等により、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および執行役員であります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）として「取締役報酬規程」を取締役会で決議しております。その内容は、取締役のうち社内取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさに応じて金額を設定した基本報酬（取締役報酬基準表に基づき月額5,450千円から1,750千円までの範囲で設定）と業績に連動して金額が決定される業績連動報酬としての賞与（取締役賞与支給基準表に基づき総額0円から165百万円までの範囲で設定）を支給することとしております。また、決定方針の決定方法は、取締役会から指名・報酬委員会に対して決定方針の案を諮問し、同委員会からの答申を経て取締役会で決定いたします。取締役会は基本的に同委員会の答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、第4号議案をご承認いただくことを条件に、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）として「取締役報酬規程」および「執行役員報酬規程」を取締役会で決議しております。

その内容は、金銭報酬としては、執行役員を兼務する取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさ等に応じて、毎月支給する基本報酬（取締役報酬基準表および執行役員報酬基準表に基づき1人当たり月額3,000千円～5,500千円までの範囲で設定）および業績に連動して決定される金額を一定の評価期間の経過後に支給する業績連動報酬としての賞与（執行役員賞与支給基準表に基づき1人当たり0円から36,000千円までの範囲で設定）を支給することとしております。また、執行役員を兼務しない取締役については、主な役割が業務執行監督であることを踏まえ、毎月支給する基本報酬（取締役報酬基準表に基づき1人当たり月額900千円から1,200千円までの範囲で設定）のみを支給することとしております。非金銭報酬としては、執行役員を兼務する取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさ等に応じて、業績に連動して決定される株式を一定の評価期間の経過後に支給する中長期的業績連動報酬としての株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット付与契約書に基づき1人当たり0株から159千株までの範囲で設定）を支給することとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会から指名・報酬委員会に対して決定方針の案を諮問し、同委員会からの答申を経て取締役会で決定いたします。取締役会は基本的に同委員会の答申を尊重いたします。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において年額540百万円以内（うち社外取締役年額30百万円（2名）以内）と決議いたしました。その後、社外取締役の員数を3名に増員したことに伴い、取締役報酬総額の年額540百万円の範囲内で社外取締役の報酬を年額50百万円以内に増額しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名となりますが年額50百万円の範囲内です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役報酬規程に基づいて各役位別の報酬の額が決まっており、取締役会の委任を受けて特定の個人または機関が取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものではありません。なお、当該事業年度終了後、代表取締役による各取締役の実績評価を行い、その評価結果が取締役の個人別の業績連動報酬たる賞与の額に反映されます。

④取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	264,800	169,800	95,000	8
（うち社外取締役）	42,900	42,900	-	4
監査役	56,400	56,400	-	4
（うち社外監査役）	21,600	21,600	-	2

注1. 業績連動報酬等の額の算定基準として選定した業績指標の内容は「連結経常利益」「連結売上高経常利益率」「連結税金等調整前当期純利益」「ROIC（投下資本利益率）」となります。また、当該業績指標を選定した理由は、営業活動により獲得する営業利益のみならず、経営陣として事業を営む上で不可欠な営業外の損益も加味した連結経常利益と連結税金等調整前当期純利益の利益項目、および資本効率の観点からROICが指標として相応しいと考えるためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、上記4つの業績指標の各設定基準値のうち3項目以上で基準値を超えた水準に、中期経営計画の全社戦略の達成度合いを加味した金額を前年度の業績に対する社内取締役の賞与の総額としています。

具体的な賞与の総額は各業績指標の実績値によって0円から165百万円の範囲に設定し、取締役の基本報

酬を基に当該年度の実績を加味して各取締役等に配分いたします。

当事業年度の実績は、連結経常利益：6,646百万円、連結経常利益率：7.8%、連結税金等調整前当期純利益：6,857百万円、ROIC：5.0%であり、賞与総額は95百万円となります。

注2. 非金銭報酬等は支給しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

氏名	主な活動状況 (社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要)	
1. 社外取締役		
墨谷 裕史	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(16回/16回) 当事業年度の取締役会16回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
北村 美穂子	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(16回/16回) 当事業年度の取締役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、取締役会議長として公正な議事進行に努めるなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
笹 宏行	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(16回/16回) 当事業年度の取締役会16回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と技術・開発ならびに国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員長を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
永井 朝子	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(12回/12回) 就任後の取締役会12回のすべてに出席し、主にグローバルな経営やサステナビリティ・ESG観点からの企業実務、コンサルティングで培われた広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。

2. 社外監査役

西村文男	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(16回/16回) 監査役会 100%(14回/14回) 当事業年度の取締役会16回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
榎本ゆき乃	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(16回/16回) 監査役会 100%(14回/14回) 当事業年度の取締役会16回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
65百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
65百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に對する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役員および全従業員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 総務・法務部担当役員は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 総務・法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、コンプライアンス責任者(社長執行役員)、取締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ 総務・法務部は、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役員および全従業員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理する。
- ② 当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行う。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置く。これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行う。

(4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

(5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努める。
- ② 経営企画・IR部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置する。また、当該監査役スタッフの選任、解任に関しては監査役の同意を得る。
- ② 当社は、専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の全役員および全従業員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる相談者からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

(8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社に対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づいたコンプライアンス・リスク管理体制を構築しており、コンプライアンス責任者(社長執行役員)が当社および子会社のコンプライアンス・リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社および子会社に対しその周知とコンプライアンス教育を実施しております。
- ③ 当社および子会社共通の相談窓口であるコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、周知および利用促進を継続しております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規程」において、相談者が不利益を受けない旨を規定しております。
- ④ 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するとともに実効性ある運用を強化するためコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、その傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を設けております。

(3) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会規程」に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。また、法改正などを踏まえ、情報管理の強化を図っております。

(4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。
- ④ 当社は、当社取締役および子会社の取締役等に対して、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報管理、インサイダー取引防止および財務報告に係る内部統制に関する説明・教育を実施しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役スタッフを設置しております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の全役員および全従業員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、創立以来100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性・公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

(2) 具体的取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、企業ビジョンとして《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会(大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会)の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れ、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討します。独立委員会が不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。ただし、所定の手続きを踏むことで原則として30日間に上限に検討期間を延長できるものとします。検討期間満了時まで独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の期間ですみやかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

なお、当社買収防衛策につきましては、ウェブサイト上で開示しております。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN VISION》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために導入したものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであります。

Osaka Metro夢洲駅開業と大阪万博に向けたホームドアの運用開始

2025年1月19日に、Osaka Metro中央線のコスモスクエア駅～夢洲駅間が開業しました。当社は、大阪・関西万博の玄関口となる夢洲駅と隣接のコスモスクエア駅に、ATC地上装置、継電連動装置、電源装置、ホームドア等を納入しています。また、ホームドアにおいては中央線全駅15駅分を当社が納入しています。なお、現在は他路線への当社製ホームドア設置工事も進めております。



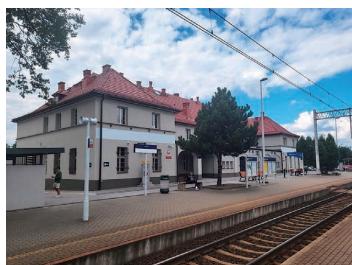
※川崎市自動運転バス

自動運転バス実証実験への参画

近年、社会問題となっている運転手不足の解決策の1つとして、自動運転の社会実装に向けた取り組みや実証実験が全国の自治体等で多数実施されており、当社も自動運転向けの協調型インフラシステムの研究開発、技術提供を通して積極的に参画を進めています。2025年3月期には新たに神奈川県の川崎市や平塚市における自動運転バスの実証実験に参画し、交差点の信号情報（現在の点灯色と残り時間）を自動運転バスへ提供する「信号連携」を担当しており、自動運転バスのスムーズで安全・安心な運行に貢献しています。今後も、自動運転をはじめとしたモビリティ変革（移動手段の多様化）に対応した先端技術の研究開発を加速、拡大していきます。



EU域内で初となる電子連動装置パイロットプロジェクトの契約を締結



2024年9月に、ポーランド国鉄と2駅の電子連動装置パイロットプロジェクトの契約を締結しました。本件は当社グループ製電子連動装置ではEU域内で初の契約となります。今回契約したプロジェクトを通じてポーランド鉄道運輸局（UTK）の認証取得を目指し、ポーランド国内での電子連動装置の受注拡大に取り組みます。

電子連動装置とは、転てつ器の転換や信号機の制御など、列車の進路設定のための処理をコンピューターで行う、安全な列車運行のための基本となる信号システムで、当社グループ製の電子連動装置は安全性の国際基準であるSIL4認証*を取得しています。

*SIL (Safety Integrity Level) は、安全度水準の国際規格で、レベル1からレベル4までの4段階が規定されています。



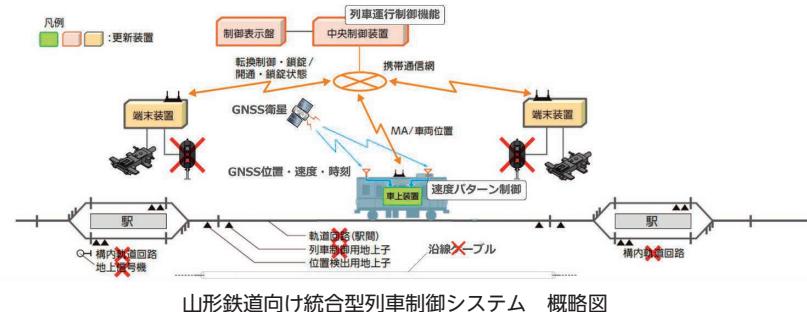
JAPANコンストラクション国際賞受賞と電子連動装置1,000駅完工達成

2024年9月、質の高いインフラにかかわる海外建設プロジェクトや事業等に対し賞が贈られる、国土交通省主催の「第7回JAPANコンストラクション国際賞」において、当社の「インド国鉄向け電子連動装置450駅」のプロジェクトが国土交通大臣表彰を受賞しました。当社製電子連動装置はインド鉄道省研究設計標準機構（RDSO）の型式認証を取得しておりインドにおいて信頼性が高く評価されています。2024年7月にはインド・ネパール・バングラデシュにおいて1000駅目となる電子連動装置を完工し、今後も年間で約200駅程度の完工を予定するなど、海外鉄道の安全性向上に貢献しています。

※JAPANコンストラクション国際賞 <https://www.mlit.go.jp/JCIA/about/>



衛星測位システムや公衆無線回線を活用した、地方鉄道の持続可能な運営に向けた取組み



全球測位衛星システム（GNSS）や携帯電話通信の技術を取り入れた次世代列車制御システムである「統合型列車制御システム（UTCS）」を開発しました。本システムは信号システムをシンプルな構成で実現し、地上設備を従来と比較して大幅に削減することにより、メンテナンス作業の負担を軽減します。当社は本システムを2024年度から山形鉄道株式会社フラワー長井線に順次納入し、2027年度を目標に運用開始を予定しています。本システムにより地方鉄道の持続可能な鉄道の運営に寄与してまいります。



高効率電源でCO2排出量削減に貢献

当社の主力製品である高周波電源システムは、半導体製造装置に搭載されています。近年、生成AIの登場により業界は急速に拡大し暮らしが便利になる一方で、AIの需要拡大とデータ通信量の増加はCO2排出量増の一因となっています。当社が提供するRFジェネレータは電力変換効率80%以上を実現しています。当社従来品と比べ、同じ出力を得るための製造プロセスにおいて消費電力の削減が可能です。国内外での採用規模を着実に伸ばすことで、CO2排出量の削減に寄与しています。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	92,833	流動負債	58,437
現金及び預金	8,170	支払手形及び買掛金	9,410
受取手形	311	電子記録債務	3,021
電子記録債権	2,682	契約負債	13,786
売掛金	21,066	短期借入金	15,700
契約資産	6,771	一年内返済予定の長期借入金	5,500
製品	4,889	未払法人税等	2,482
半製品	11,947	役員賞与引当金	250
仕掛品	33,364	受注損失引当金	1,223
原材料及び貯蔵品	434	製品保証引当金	95
その他	3,195	その他	6,967
固定資産	33,171	固定負債	15,855
有形固定資産	14,245	長期借入金	11,800
建物及び構築物	9,406	退職給付に係る負債	3,350
機械装置及び運搬具	636	資産除去債務	123
工具、器具及び備品	822	製品保証引当金	31
土地	2,527	繰延税金負債	6
リース資産	604	その他	543
建設仮勘定	247	負債合計	74,293
無形固定資産	449	純資産の部	
投資その他の資産	18,477	株主資本	47,251
投資有価証券	11,991	資本金	6,270
繰延税金資産	4,130	資本剰余金	4,625
退職給付に係る資産	0	利益剰余金	36,400
その他	2,363	自己株式	△45
貸倒引当金	△9	その他の包括利益累計額	4,460
資産合計	126,005	その他有価証券評価差額金	3,152
		為替換算調整勘定	614
		退職給付に係る調整累計額	693
		純資産合計	51,711
		負債及び純資産合計	126,005

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
(単位：百万円)

科目	金額
売上高	85,367
売上原価	66,641
売上総利益	18,725
販売費及び一般管理費	12,613
営業利益	6,112
営業外収益	1,027
受取配当金	180
受取保険金	172
持分法による投資利益	466
その他	208
営業外費用	493
支払利息	276
資金調達費用	71
為替差損	101
その他	43
経常利益	6,646
特別利益	270
固定資産売却益	16
投資有価証券売却益	253
特別損失	59
固定資産除売却損	20
投資有価証券売却損	2
関係会社株式評価損	7
減損損失	29
税金等調整前当期純利益	6,857
法人税、住民税及び事業税	2,440
法人税等調整額	△366
当期純利益	4,783
親会社株主に帰属する当期純利益	4,783

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,270	4,625	32,871	△45	43,722
当期変動額					
剰余金の配当			△1,254		△1,254
親会社株主に帰属する当期純利益			4,783		4,783
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	3,529	△0	3,529
当期末残高	6,270	4,625	36,400	△45	47,251

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,691	755	478	5,925	49,647
当期変動額					
剰余金の配当					△1,254
親会社株主に帰属する当期純利益					4,783
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,539	△141	215	△1,465	△1,465
当期変動額合計	△1,539	△141	215	△1,465	2,063
当期末残高	3,152	614	693	4,460	51,711

〔連結注記表〕

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

京三エレコス株式会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等からみても小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司および関連会社である株式会社アルファエンジニアリングは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、これらの会社の投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、Kyosan Europe Sp. z o.o.を除き、連結決算日と一致しております。なお、Kyosan Europe Sp. z o.o.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とし連結決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……個別法

半製品・原材料……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として当社および国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法または定率法によっております。

建物(建物付属設備は除く)

a. 1998年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b. 1998年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a. 2016年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b. 2016年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ニ)製品保証引当金

製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績及び予測に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、信号システム事業においては鉄道信号システム、道路交通管制システム等の生産・販売を行っており、パワーエレクトロニクス事業においては産業機器用電源装置、鉄道信号用電源装置等の生産・販売を行っております。

物品契約に関しては、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

工事契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 重要な会計上の見積り

(1) 受注損失引当金の算定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
受注損失引当金	1,223百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。当該損失額は各契約ごとに作成される事前原価見積を基礎として見積りを行っております。当社グループでは、各期末ごとに当該事前原価見積について各案件の現況を踏まえて見直しを行うことで受注損失引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる損失額について必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、受注損失引当金の計上金額が修正される可能性があります。

(2) 履行義務の充足に係る進捗度の測定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
売上高	17,695百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループでは、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一定の期間にわたる収益を認識するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額、および当連結会計年度末時点における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要がありますが、当社グループでは、各契約ごとに作成される事前原価見積によって工事原価総額を見積り、これに応じて当期の収益を計上しております。事前原価見積については各期末ごとに工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施

工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

「電子記録債権」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「受取手形」(前連結会計年度1,680百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「電子記録債権」(当連結会計年度2,682百万円)として表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,877百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメント総額	22,000百万円
借入実行残高	13,700
差引額	8,300

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 62,844,251株

(2) 配当に関する事項

(イ)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	941	15.0	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	313	5.0	2024年9月30日	2024年12月3日
計		1,254			

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,129	18.0	2025年3月31日	2025年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は一般に顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の主要得意先の多くを占める鉄道事業者および官公庁に関しては信用リスクが僅少であり、その他の主要得意先についてもこれまでの取引状況から同様に信用リスクは僅少であるものと考えております。

投資有価証券は、主に事業機会の創出や営業取引・調達取引関係の維持・強化などを目的として保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、運転資金および設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち変動金利であるものは、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことで回収懸念の早期把握に努めるとともに、新規取引先については信用調査を行うことでリスク低減をはかっております。

(ロ)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券のうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行い、非上場株式についても定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務・経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	9,391	9,391	－
資産計	9,391	9,391	－
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	17,300	17,170	△129
負債計	17,300	17,170	△129

(注1)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形、売掛金

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度
非上場株式	2,600百万円

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,391	—	—	9,391
資産計	9,391	—	—	9,391
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

連結計算書類

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	17,170	—	17,170
負債計	—	17,170	—	17,170

(注)時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	信号システム 事業	パワーエレクトロ ニクス事業	計	
売上高				
一時点で移転される 財またはサービス	53,432	14,239	67,672	67,672
一定の期間にわたり移転される 財またはサービス	17,695	—	17,695	17,695
顧客との契約から生じる収益	71,128	14,239	85,367	85,367
外部顧客に対する売上高	71,128	14,239	85,367	85,367

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結注記表] 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (4)会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	21,767
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	24,061
契約資産 (期首残高)	9,952
契約資産 (期末残高)	6,771
契約負債 (期首残高)	14,149
契約負債 (期末残高)	13,786

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,071百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	57,921
1年超2年以内	25,729
2年超3年以内	13,430
3年超	8,908
合計	105,990

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	824円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	76円28銭

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	85,446	流動負債	54,978
現金及び預金	4,891	支払手形	0
受取手形	303	電子記録債務	2,862
電子記録債権	2,577	買掛金	8,558
売掛金	21,855	契約負債	13,696
製品	4,656	短期借入金	16,322
半製品	11,918	一年内返済予定の長期借入金	5,500
仕掛品	34,177	リース債務	154
原材料及び貯蔵品	155	未払金	454
未収入金	305	未払費用	3,315
前払費用	395	未払法人税等	1,718
短期貸付金	3,442	未払消費税等	759
その他	766	預り金	142
固定資産	29,810	役員賞与引当金	172
有形固定資産	11,514	受注損失引当金	1,223
建物	8,024	製品保証引当金	95
構築物	158	その他	3
機械及び装置	527	固定負債	16,547
車両運搬具	10	長期借入金	11,800
工具、器具及び備品	697	リース債務	409
土地	1,428	退職給付引当金	4,221
リース資産	510	製品保証引当金	31
建設仮勘定	156	資産除去債務	85
無形固定資産	336	負債合計	71,526
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	309	株主資本	40,674
その他	26	資本金	6,270
投資その他の資産	17,959	資本剰余金	4,625
投資有価証券	9,584	資本準備金	4,625
関係会社株式	2,039	利益剰余金	29,812
長期貸付金	40	利益準備金	1,104
繰延税金資産	4,264	その他利益剰余金	28,708
その他	2,038	別途積立金	10,500
貸倒引当金	△6	繰越利益剰余金	18,208
資産合計	115,256	自己株式	△34
		評価・換算差額等	3,056
		その他有価証券評価差額金	3,056
		純資産合計	43,730
		負債純資産合計	115,256

計算書類

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	75,617
売上原価	60,853
売上総利益	14,763
販売費及び一般管理費	10,261
営業利益	4,502
営業外収益	1,823
受取配当金	1,476
受取保険金	157
固定資産賃貸料	82
その他	106
営業外費用	517
支払利息	279
為替差損	146
固定資産賃貸費用	9
資金調達費用	71
その他	10
経常利益	5,808
特別利益	270
固定資産売却益	16
投資有価証券売却益	253
特別損失	355
固定資産除売却損	6
投資有価証券売却損	2
関係会社株式評価損	317
減損損失	29
税引前当期純利益	5,724
法人税、住民税及び事業税	1,826
法人税等調整額	△302
当期純利益	4,200

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	6,270	4,625	4,625
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,104	10,500	15,262	26,867	△34	37,729
当期変動額						
剰余金の配当			△1,254	△1,254		△1,254
当期純利益			4,200	4,200		4,200
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	2,945	2,945	△0	2,945
当期末残高	1,104	10,500	18,208	29,812	△34	40,674

計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,561	4,561	42,290
当期変動額			
剰余金の配当			△1,254
当期純利益			4,200
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,505	△1,505	△1,505
当期変動額合計	△1,505	△1,505	1,440
当期末残高	3,056	3,056	43,730

〔個別注記表〕

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ロ)棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 8～17年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く) …………… 定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ニ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(ホ)製品保証引当金

製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績及び予測に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、鉄道信号システム、道路交通管制システム、ならびに産業機器用電源装置、電力・信号通信設備用電源装置等の生産・販売を行っております。

物品契約に関しては、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

工事契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

2. 重要な会計上の見積り

(1) 受注損失引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
受注損失引当金	1,223百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。当該損失額は各契約ごとに作成される事前原価見積を基礎として見積りを行っております。当社では、各期末ごとに当該事前原価見積について各案件の現況を踏まえて見直しを行うことで受注損失引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる損失額について、必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、受注損失引当金の計上金額が修正される可能性があります。

(2) 工事進行基準の進捗率

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
売上高	10,111百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社では、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一定の期間にわたる収益を認識するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額、および当事業年度末時点における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要がありますが、当社では、各契約ごとに作成される事前原価見積によって工事原価総額を見積り、これに応じて当期の収益を計上しております。事前原価見積については各期末ごとに工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「電子記録債権」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「受取手形」(前事業年度1,625百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「電子記録債権」(当事業年度2,577百万円)として表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,110百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメント総額	22,000百万円
借入実行残高	13,700
差引額	8,300

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	4,340百万円
長期金銭債権	40百万円
短期金銭債務	2,739百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,628百万円

仕入高 11,101百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,404百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 100,015株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	京三エレコス株式会社	所有 直接 100.0%	信号保安装置の 電気工事設計・ 施工委託等 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	短期貸付金	2,760
				利息の受取 (注2)	13		

(注) 1. 当社はキャッシュ・マネジメント・サービス (以下CMS) を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。

2. 利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	696円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円94銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社京三製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社京三製作所
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画（監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要）に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社京三製作所監査役会

常勤監査役 菅野 勉 ㊟

監査役 上田 成一 ㊟

社外監査役 西村 文男 ㊟

社外監査役 榎本 ゆき乃 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 京三製作所 会議室

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

☎ (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、**午前9時**を予定しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

なお、当日は、JR鶴見駅(東口)に午前8時55分から午前9時40分までの間、会場までの送迎車をご用意いたしておりますので、ご利用ください。